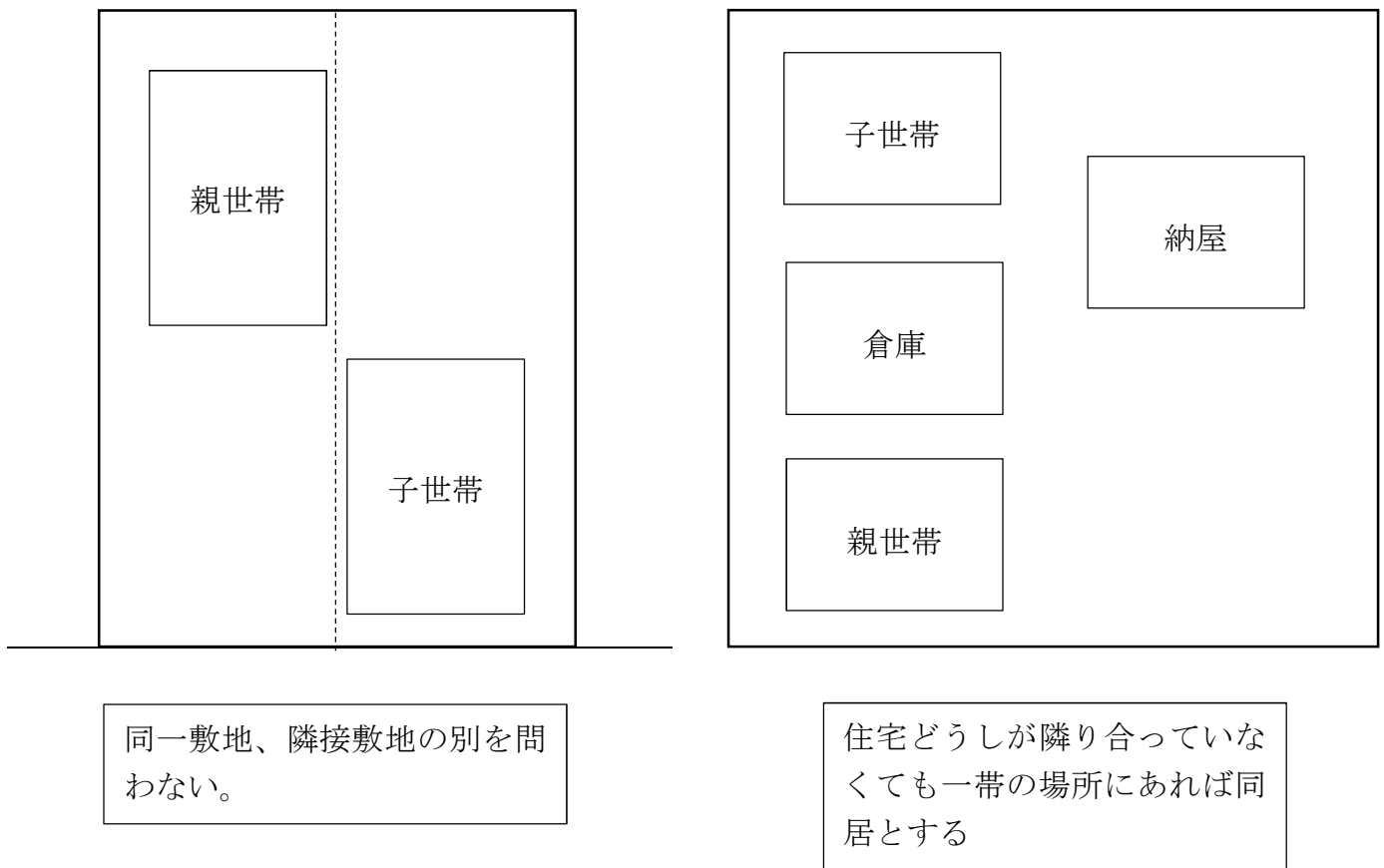


住宅改修促進助成条例施行規則の改正について

現行の条例及び規則では、同じ住宅に多世代が同居する場合に限って補助の対象にしています。しかしながら、生活様式や文化、習慣の違いによって、同じ場所でありながら親子が別の住宅に暮らすことも少なくはありません。このようにごく近く（＝近居）に暮らし、育児や介護などを協力しているにも関わらず、同一の住宅でないからといって補助の対象としないことは不公平が生じることから、規則を改正し、同居の解釈に近居を加えるものであります。

○規則の改正によって補助対象となる住宅の例



○改正施行予定日

令和4年2月1日

多世代住宅の取得については、所有権を有した日から1年以内の住宅に限ると定めていることから、申請できない方が生じないように早期の施行とする。